



- \* 1 傷害補償部分のみ対象となります。
- \* 2 傷害による死亡保険金・後遺障害保険金を補償する特約部分のみ対象となります。
- \* 3 「治療」および「入院」の定義のみ改定します。
- \* 4 「治療」の定義のみ改定します。
- \* 5 傷害による通院保険金を補償する特約部分のみ対象となります。
- \* 6 競技会参加者契約のみ対象となります。
- \* 7 交通傷害危険のみを補償する場合または交通事故危険の増額支払特約をセットしている場合に改定の対象となります。
- \* 8 顔面等傷害倍額支払タイプの場合のみ改定の対象となります。
- \* 9 育英費用・学業費用に関する補償がセットされている場合のみ改定の対象となります。

## (1) 後遺障害における「支払区分表」の見直し(後遺障害保険金など)

従来、お支払いする後遺障害保険金の額は、傷害保険独自に定めた「後遺障害保険金支払区分表」(3%~100%)に基づいて算出していましたが、この支払区分表を、政府労災に準拠した「後遺障害等級表」(第14級:4%~第1級:100%)に改定します。また、育英費用補償、学業費用補償、特定感染症危険補償および来訪者傷害見舞費用補償等における後遺障害についても同様の改定を行います。

## (2) 「治療」、「通院」および「入院」の定義の明確化

- ① 「通院」および「入院」の定義の中の「治療が必要な場合」という規定について、その治療が必要であると判断する主体を「治療」の定義において明記しました。
- ② 「通院」の定義において、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具などの受領などについては、通院保険金の補償の対象とならない旨を明確化しました。

用語	定義	
	現行	改定後
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	医師*が必要であると認め、医師*が行う治療をいいます。  * 医師 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## (3) 入院にかかる「業務支障要件」および「みなし入院」の廃止

- ① 従来は、入院保険金のお支払いについて、「平常の業務に従事できないまたは平常の生活ができない(業務支障要件)」という支払要件を設けていましたが、その支払要件を撤廃し、実際に入院をされた日数をお支払いの対象とします。また、来訪者傷害見舞費用補償特約および傷害総合保険における部位・症状別傷害保険金についても入院にかかる業務支障要件を撤廃します。
- ② 従来、入院保険金のお支払いについて、「所定の入院に準ずる状態」を入院とみなす規定を設けておりましたが、この規定を廃止し、実際に入院をされた場合のみを補償の対象とします。また、特定感染症危険補償特約および来訪者傷害見舞費用補償特約についても、同様に「所定の入院に準ずる状態」を入院とみなす規定を廃止します。

#### (4)手術保険金の見直し

①従来、お支払いの対象となる手術は、約款の別表に記載の手術としていましたが、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表\*<sup>1</sup>により手術料が算定される手術に改定します。ただし、次のような軽微な手術についてはお支払いの対象となりませんので、ご注意ください。

ア. 創傷処理    イ. 皮膚切開術    ウ. デブリードマン  
エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術    オ. 抜歯手術

\* 1 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

②先進医療\*<sup>2</sup>に該当する手術（ケガに対するもの）をお支払いの対象とします。

\* 2 病院などにおいて行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院などが厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、ご契約期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

③従来は、ケガの治療を直接の目的として受けた手術について、入院保険金が支払われる場合に限りお支払いの対象としていましたが、入院の有無を問わずお支払いの対象とします。

④従来は、入院保険金日額に手術の種類に応じた所定の支払倍率（10倍、20倍または40倍）を乗じてお支払いする手術保険金の額を算出していましたが、この支払倍率を5倍（外来手術）または10倍（入院中の手術）の2区分とします。

※医療補償保険の傷害手術保険金、疾病手術保険金の補償内容については、上記のような補償内容の改定は行いません。

※MUSTメディコなど疾病特約がセットされた傷害保険の疾病手術保険金の補償内容については、上記のような補償内容の改定は行わないため、傷害について補償をする手術保険金部分と疾病手術保険金部分で補償内容に差異が発生します。

	手術保険金(傷害)	疾病手術保険金(疾病)
お支払いの対象となる手術	公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術（先進医療を含みます。）	疾病特約の別表に記載の手術（88種）
入院を伴わない手術（外来手術）	お支払いの対象	お支払いの対象となりません。
支払倍率	5倍（外来手術）または10倍（入院中の手術）	手術の種類に応じて10倍、20倍または40倍

#### (5)通院にかかる「業務支障要件の廃止」および「みなし通院の改定」

①入院保険金と同様に、通院保険金のお支払いについて「平常の業務に従事できないまたは平常の生活ができない（業務支障要件）」という支払要件を設けておりましたが、この支払要件を撤廃し、実際に通院された日数をお支払いの対象とします。また、傷害総合保険における部位・症状別傷害保険金についても通院にかかる業務支障要件を撤廃します。

②通院保険金をお支払いする場合として、保険の補償を受けられる方が実際に通院をしなくても、ギプスなどを装着したときには、一定の条件の下で通院と同様に通院保険金をお支払いする取扱いを行っています。この取扱いを下表のとおり改定します。

現行	改定後
被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、通院をしたものとみなします。	被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、 <small>じんたいそんしょう</small> 靱帯損傷等の傷害を被った別表に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。
	別表 ギプス等*の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1. 長管骨または脊柱
2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。  
ただし、長管骨を含めギプス等\*を装着した場合には限り  
ます。
3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等\*を装着し  
た場合には限ります。

\* ギプス等  
ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ  
その他これらに類するものをいいます。

## (6) 酒気帯び運転の免責化

平成19年9月に道路交通法が改正され、酒気帯び運転に対する罰則が強化されたことを背景として、保険金をお支払いしない場合として定めていた「酒酔い運転」を道路交通法に基づく「酒気帯び運転」まで拡大します。

## (7) 暴力団排除条項の導入

ご契約者、保険の補償を受けられる方、保険金の受取人が暴力団などの反社会的勢力に該当する場合や反社会的勢力と関係している場合などに、保険会社が保険契約を解除することができることを明確化します。ご契約期間の途中であっても、上記の保険契約の解除の対象であることが確認された場合は契約を解除するとともに、解除の対象となった時から解除した時まで発生した事故については保険金をお支払いしません。

## (8) 主に交通事故を補償対象とする商品における建物火災などの取扱いの見直し

主に交通事故危険を補償する商品について、補償の対象としていた「道路通行中の建物などの倒壊などによるケガ」や「建物の火災によるケガ」を補償の対象外とします。

## (9) 顔面等傷害倍額支払の対象となる保険金の改定

従来、顔や頭部などにケガをされた場合、後遺障害保険金、手術保険金を2倍にしてお支払いしていましたが、この取扱いを廃止します。(入院保険金、通院保険金および部位・症状別傷害保険金は2倍にしてお支払いします。)

## (10) 育英費用補償・学業費用補償の支払要件の改定

上記の「(1) 後遺障害における「支払区分表」の見直し(後遺障害保険金など)」に記載のとおり、後遺障害保険金のお支払いの方法を「後遺障害支払区分表」から「後遺障害等級表」へ改定することに伴い、育英費用補償および学業費用補償の支払要件を次のとおり改定します。

現行	改定後
被保険者の扶養者が傷害を被り、事故発生日から180日以内に次のいずれかの状態になった場合 ①死亡した場合 ②後遺障害支払区分表に掲げる区分において100%の割合と認定した場合	被保険者の扶養者が傷害を被り、事故発生日から180日以内に次のいずれかの状態になった場合 ①死亡した場合 ②後遺障害等級表の第2級に掲げる保険金支払割合以上の保険金支払割合と認定した場合 ③後遺障害等級表の第3級に掲げる後遺障害が生じた場合